

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月 27 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第38号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(202)の14（略） <u>(202)の15</u> 指定居宅サービス事業者指定変更手数料 <u>(202)の16</u> （略） <u>(202)の17</u> （略） <u>(202)の18</u> （略） <u>(202)の19</u> （略） (203)～(585)（略）	別表（第2条関係） (1)～(202)の14（略） <u>(202)の15</u> （略） <u>(202)の16</u> （略） <u>(202)の17</u> （略） <u>(202)の18</u> （略） (203)～(585)（略）

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。